

# 全町民に「マイナンバー」

～連載第2回 個人情報の管理について～

住民課 ☎823-9205 FAX 823-9627

マイナちゃんが  
マイナンバーの基本的な  
質問にお答えします。



前月号から始まった、マイナンバー制度の連載。今月号では、情報保護の話をお伝えします。前月号に引き続き、「マイナちゃん」に登場してもらいましょう。

## ①制度は整っているの？

マイナンバーは、法律や条例で決められたもの（社会保障や税、災害対策の手続のためなど）でしか使ってはいけないと決まっているんだ。

海田町では、個人情報が保護される仕組みを作って、きちんと保護できているか評価し、公表するよ。また、特定個人情報保護委員会というところが、監視監督をしっかり行っていくよ。

そして、他人のマイナンバーを不正に入手したり、他人に不当に提供したりすると処罰の対象になるんだよ。



おしえて!

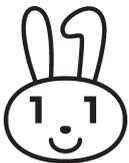
マイナちゃん Vol.2

～だいたいマイナンバー～



Jyumin

## ②管理するシステムはどうなっているの？



みんなの情報は、これまで通り、役場が持っている情報、他機関が持っている情報、という具合に分散して管理するよ。どこかでまとめて一括管理する訳ではないよ。

また、情報を使える人を制限したり、情報のやりとりもマイナンバーではない別の暗号を使用したりと、情報管理を徹底するんだよ。

そして、平成29年1月からは「マイナポータル」と言って、自分の情報がどのようにやりとりされているか、自分のパソコンで確認できるようになるよ。

## ③マイナンバーと個人番号カード

個人番号（通知）カードには、マイナンバーが書いてあるから、もし、カードを無くしたら、個人番号が漏れ、悪用される可能性があるよね。だから、無くさないように気をつけてね。そして、漫画のけんしん君のように、むやみに人に教えたら駄目だよ。マイナンバーの不正コピーなども駄目だよ。最初に言ったとおり、マイナンバーを利用する事務は限られているからね。



【内閣官房のマイナンバーホームページ】

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/kojinjoho/index.html>

【コールセンター：日本語対応】 0570-20-0178 <全国共通ナビダイヤル>

【コールセンター：外国語対応】 0570-20-0291 <全国共通ナビダイヤル>